

印紙貼付欄

200円  
17号-2

## 異議申立預託金預り証

様

上越信用金庫 支店

押切印

金額

下記電子記録債権に対し、電子記録債権サービス利用規定第19条に定める異議申立手続きの依頼を受け、上記金額をお預り致しました。

このお預り証は、1) 他の電子記録債権の支払不能により取引停止処分に付された場合

2) 異議申立が取り下げられた場合

3) 異議申立をした日から起算して2年を経過した場合

4) 当該電子記録債権の債務者が死亡した場合

5) 当該電子記録債権の支払義務の有無について裁判により確定した場合  
(調停・裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む)

6) 当該電子記録債権の返還請求権への差押命令送達された場合

7) 当該電子記録債権が不正作出されたものであることが判明された場合

8) 異議申立の原因となった支払不能事由が解消した場合

等により、当金庫が株式会社全銀電子債権ネットワークより異議申立預託金の返還許可通知を受けた後でなければお返しできません。

尚、お預り金には利息はつきません。また、このお預り金の返還請求権を譲渡または質入れすることは固く禁じます。本預り証は、預託金を返還する際に必要ですので、大切に保管してください。

記

|        |  |          |  |
|--------|--|----------|--|
| 記録番号   |  | 債権金額     |  |
| 債務者名   |  | 支払期日(西暦) |  |
| 支払不能事由 | <input type="checkbox"/> 契約不履行 <input type="checkbox"/> 債権不存在 <input type="checkbox"/> 発生記録瑕疵 <input type="checkbox"/> 取締役会承認等不存在<br><input type="checkbox"/> その他( ) |          |  |

年 月 日

・上記、預託金の返還を受け、正に受領いたしました。

住所

氏名

印